

協議事項	1 地方分権改革の推進について
現 状 と 課 題	
<p>1 現状</p> <p>(1) 神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市は、これまで地方分権改革に積極的に協調・連携して取り組んできた。</p> <p>(2) 地方分権改革については、6月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を踏まえた第4次一括法が公布されたことなどから、国は地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討したとして、「地方分権改革の総括と展望」をとりまとめた。</p> <p>一方で、地方分権改革に関する「提案募集方式」が開始されたが、義務付け・枠付けの見直しについて、地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多く設定されていることや更なる見直しが必要であること、また、事務・権限の移譲や国から地方への税源の移譲が十分に行われていないなど、依然として取組が不十分な状況にある。</p> <p>2 課題</p> <p>(1) 補完性の原則により国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等を更に積極的に進める必要がある。</p> <p>(2) 地方の役割に見合う地方税源の充実強化を行うとともに、地方自治体間の財政力格差の是正については、地方交付税総額の充実をはじめ、地方税財政制度を抜本的に改革する中で図られるべきものであり、地方法人税及び地方法人特別税は地方税として復元する必要がある。</p> <p>(3) 地方交付税が、国による義務付けや政策誘導等を行うことのない制度となるよう、地方共有の固有財源であることを改めて明確にする必要がある。</p> <p>(4) 国において新たな施策や制度改正を実施する場合は、事務費用も含めて全額を国の負担とする必要がある。</p> <p>(5) 道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重する必要がある。</p>	
今 後 の 取 組 (協 議 事 項)	
<p>地方分権改革をめぐる現状や課題を踏まえ、国等の動向を注視しつつ、今後の改革の推進に向けて、国に対し提言することについて協議する。</p>	